「ひきこもり等困難を抱える若者に対する SNS 相談業務委託」提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容を評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、以下の「ひきこもり等困難を抱える若者に対する SNS 相談業務委託」プロポーザル評価基準のとおりです。
- (2) 各評価項目について、2段階 (1×0) 、3段階 $(5 \times 3 \times 0)$ 又は4段階 $(6 \times 4 \times 2 \times 0)$ によって評価を行います。また、各評価項目の評価点は、実施した評価に各項目の掛率を乗じて算出します。

【例:3段階評価で掛率が2の場合】

評価が5の場合評価点は 5点×2=10点 評価が3の場合評価点は 3点×2=6点 評価が0の場合評価点は 0点×2=0点

- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4)評価委員1人あたりの持ち点の60%を基準点とし、採点の結果、1人でも基準点に満たなかった場合は不適格とします。

ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談業務委託に係る評価基準

ア	業務実績	配点	評価	評価基準	掛率
1	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相 談事業の実績はあるか	5	5	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績が複数ある	
			3	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績がある	× 1
			0	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績がない	
	ウェブチャットまたはLINEサービス上 のチャットによる相談事業の実績はあるか	5	5	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の実績が 複数ある	× 1
2			3	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の実績がある	
			0	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の実績がない	
イ	業務実施体制	配点	評価	評価基準	掛率
	配置予定者がウェブチャットまたはLIN Eサービス上のチャットによる相談事業の 業務経験を有しており、業務実施に必要な 人員が配置されているか	10	5	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の業務経 験を有した者が複数配置されている	× 2
1			3	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の業務経 験を有した者が配置されている	
			0	ウェブチャットまたはLINEサービス上のチャットによる相談事業の業務経験を有した者が配置されていない	
ウ	提案内容	配点	評価	評価基準	掛率
	相談内容や本市制度等の知識を蓄積・共有 するための体制が組まれており、相談者一 人ひとりに応じた相談対応が可能か	24	6	相談内容や本市制度等の知識を蓄積・共有するための十分な体制が組まれており、相談対応方法に、非常に効果的な提案がされている	- × 4
<u> </u>			4	相談内容や本市制度等の知識を蓄積・共有するための体制が組まれており、相 談対応方法に、一定程度、効果的な提案がされている	
1			2	相談内容や本市制度等の知識を蓄積・共有するための体制が組まれていない が、相談対応方法に、一定程度、効果的な提案がされている	
				相談内容や本市制度等の知識を蓄積・共有するための体制が組まれておらず、 相談対応方法も、効果的な提案がされているとはいえない	
	円滑に相談対応ができるシステムの構築が 可能か。	10	5	円滑に相談対応できるシステムの構築ができており、実効性が高い	× 2
2			3	円滑に相談対応できるシステムの構築ができており、実効性が概ねある	
			0	円滑に相談対応できるシステムの構築ができておらず、実効性に乏しい	
	受けた相談に対する、青少年相談センター へのつなぎや関係機関等の案内を適切かつ 確実に行うことができる体制となっている か	10	5	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、非常に効果的な提 案がされている	× 2
3			3	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、一定程度、効果的な提案がされている	
			0	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、効果的な提案がされていない	
	相談内容を適切に記録・整理・集計し、委 託者が詳細分析等可能な状態で報告する方 法となっているか。	10	5	相談内容が適切に記録・整理・集計されており、委託者が詳細分析等可能な報告書となっている	× 2
4				相談内容を適切に記録・整理・集計されており、委託者が一定程度、分析等可能な書となっている	
			0	相談内容を適切に記録・整理・集計されておらず、委託者が分析等可能な報告 書となっていない	
	相談員に対する適切な研修の実施、マニュ アルの作成が可能か	10	5	研修の実施や、マニュアルの作成について、非常に効果的な方法が示されている	× 2
⑤			3	研修の実施や、マニュアルの作成について、一定程度、効果的な方法が示され ている	
			0	研修の実施や、マニュアルの作成について、効果的な方法が示されているとは いえない。	
	ひきこもり等困難を抱える若者に対して、 SNS相談事業を広く周知し、相談に結び付 く手法か	10	5	SNS相談事業を広く周知し、相談に結び付く手法に、非常に効果的な提案がさ れている	
6			3	SNS相談事業を広く周知し、相談に結び付く手法に、一定程度、効果的な提案 がされている	× 2
			0	SNS相談事業を広く周知し、相談に結び付く手法に、効果的な提案がされているとはいえない	
	<u>. </u>				

エ	ワークライフバランスに関する取組	配点	評価	評価基準	掛率
1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事 業主行動計画の策定	1	1	策定し、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	× 1
			0	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上である	
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関す る法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1	1	策定し、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)	× 1
(2)			0	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上である	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、若しくは、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1	1	取得している、又は認定されている	·× 1
9)			0	取得していない、又は認定されていない	
(4)	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づ くユースエール認定の取得	1	1	認定されている	× 1
Ð			0	認定されていない	
オ	障害者雇用に関する取組	配点	評価	評価基準	掛率
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成	1	1	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	× 1
(I)			0	達成していない (従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない (従業員43.5人未満)	
カ	健康経営に関する取組	配点	評価	評価基準	掛率
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模 法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜 健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラ スの認証	1	1	認定若しくは認証を受けている	× 1
(1)			0	認定若しくは認証を受けていない	
	合計点				